資料1

～ 令和８年度 第一回 保健事業にかかる健診機関説明会 ～

健診について

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ

令和８年１０月２６日
全国健康保険協会
兵庫支部

目次

令和9年度実施要綱・事務処理要領について （1）健診項目の見直し 3
令和9年度実施要綱・事務処理要領について （2）要綱・要領の見直し 6
令和9年度以降　被扶養者健診の注意点について 10
人間ドック健診・生活習慣病予防健診の未実施理由について 18
令和9年度に向けた兵庫支部の今後のスケジュール等について 19

令和9年度実施要綱・事務処理要領について

（１）検査項目の見直し

① 喀痰細胞診の廃止

○　喀痰細胞診については、令和８年４月１日施行の国のがん検診指針において、対策型の肺がん検診で推奨する検査項目から削除されており、定期健康診断の検査項目からも、令和９年４月１日より、削除される予定となっています。

○　これを踏まえ、令和９年度以降は、協会けんぽの生活習慣病予防健診においても、喀痰検査を実施しないこととし、「生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領」における健診の基準等からも、当該検査の記載を削除する予定としています。

【生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領／別紙1／健診の基準】

新	旧
2　節目健診・一般健診共通項目 ~~ケ　喀痰検査　喀痰細胞診。最低3日の喀痰又は3日の連続採痰（注5）~~ ~~（注5）　問診の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上の者のうち希望者に実施する。なお、喫煙指数を事前に確認できる場合は当日実施（回収）も可とする。~~	2　節目健診・一般健診共通項目 ケ　喀痰検査　喀痰細胞診。最低3日の喀痰又は3日の連続採痰（注5） （注5）　問診の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上の者のうち希望者に実施する。なお、喫煙指数を事前に確認できる場合は当日実施（回収）も可とする。

令和9年度実施要綱・事務処理要領について

② 免疫便潜血反応検査の検査回数

○　令和８年３月23日に行われた、厚生労働省の「がん検診のあり方に関する検討会」において、市区町村が実施する大腸がん検診の採便回数について、現行の２回法から１回法に見直すことが了承されました。
　これに伴い、国のがん検診指針が改正され、令和９年４月１日に施行される見込みです。

○　これを踏まえ、協会けんぽの生活習慣病予防健診・人間ドック健診ともに、１回法・２回法のいずれでも実施可能とする予定です。ただし、協会けんぽのシステム改修には、一定の期間を要するため、令和９年度からの開始するか、令和10年度以降の開始とするかについて、現在調整中としております。詳細については、方針が決まり次第、改めてお知らせいたします。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正案

第3　がん検診

1～5（略）

6　大腸がん検診

(1) ①（略）

② 便潜血検査

便潜血検査は、免疫便潜血検査1日法により行い、測定用キット、採便方法、検体の回収及び検体の測定については、次のとおりとする。

ア（略）

イ 採便方法

採便用具（ろ紙、スティック等）を配布し、自己採便とする。

なお、採便用具の使用方法、採便量、~~初回~~採便~~から2回目まで~~の日数及び~~初回~~採便後の検体の保管方法等は、検診の精度に大きな影響を与えることから、採便用具の配布に際しては、その旨を受診者に十分説明する。また、採便用具の配布は、検体の回収日時を考慮して、適切な時期に行う。

ウ 検体の回収

~~初回の~~検体は、~~受診者の自宅において冷蔵保存（冷蔵庫での保存が望ましい。）し、2回目の検体を~~採取した後即日回収することを原則とする。また、やむを得ず即日回収できない場合でも、回収までの時間を極力短縮し、検体の回収、保管及び輸送の各過程で温度管理に厳重な注意を払う。（以下略）

令和9年度実施要綱・事務処理要領について

③ 肥満度の省略

○　健保連の人間ドックにおいては、特定保健指導の階層化にBMIが使用されており、肥満度は必ずしも必要ではないと考えられることから、令和８年４月１日より、削除可とされています。

○　これを踏まえ、協会けんぽにおいても、健保連の人間ドックと同様に、特定保健指導ではBMIを階層化判定に使用しており、肥満度は省略しても特段の影響はないと判断し、令和９年度より「削除可」とする予定としています。

【生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領／別紙1／健診の基準】

新

1　人間ドック健診

	区分	項目	備考
必須項目	身体計測	身長	
		体重	
		肥満度	削除可
		BMI	
		腹囲	

旧

1　人間ドック健診

	区分	項目	備考
必須項目	身体計測	身長	
		体重	
		肥満度	
		BMI	
		腹囲	

令和9年度実施要綱・事務処理要領について

（２）要綱・要領の見直し

① 40歳以上の被扶養者における受診券の取扱い

○　令和９年度以降も、40歳以上の被扶養者の方は、特定健診を受診することが可能なため、受診券が発行されます。
　健診機関が生活習慣病予防健診や人間ドック健診の請求を協会けんぽへ行っていただく際に、受診券は使用しませんが、重複受診防止の観点から、健診当日に健診機関において、受診券を回収する取扱いとする予定です。

○　回収した受診券は、重複受診が発生した際の確認に使用する場合があるため、健診機関において翌年度末まで保管していただく予定です。
　なお、健診機関において受診券を回収せず、加入者の方が同一年度内に他の健診機関で受診した場合、受診券を回収しなかった健診機関に対し、当該受診者に係る請求の取下げを求める場合がありますので、ご留意ください。

○　健診機関における受診券の回収や保管期限は、事務処理要領にて定める予定です。また、加入者の方に対しては、協会けんぽのリーフレットやホームページ等の広報媒体にて、「健診受診時は受診券を必ず持参する」ように周知予定です。また、受診券の券面上でも、受診券の持参や回収についてお知らせする予定ですので、徹底をお願いします。

令和9年度実施要綱・事務処理要領について

② 人間ドック健診における肝炎ウイルス検査の申込方法

○　現在、生活習慣病予防健診における肝炎ウイルス検査の申込は、検査希望者のプライバシーに配慮し、検査希望者から直接健診機関が受け付けるものとしていますが、人間ドック健診のオプション検査である「HCV抗体」の申込については、取扱いを定めていません。

○　検査希望者のプライバシー配慮は、人間ドック健診においても必要と考えますので、令和９年度用の「肝炎ウイルス検査案内兼申込書」から、記載内容を変更します。
　つきましては、令和８年度に配布した旧様式は使用不可となりますので、ご留意ください。

○　「生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領」における健診の基準等においても、「検査の希望有無については、受診者から健診実施機関が直接受け付けるものとする。」といった一文を追加する予定です。

【生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領／別紙1／健診の基準】

新

1　人間ドック健診

オプション項目	HCV 抗体	＊5

＊5 厚労省の肝炎総合対策に基づき、未実施の場合は実施を推奨する。
検査の希望有無については、受診者から健診実施機関が直接受け付けるものとする。

旧

1　人間ドック健診

オプション項目	HCV 抗体	＊5

＊5 厚労省の肝炎総合対策に基づき、未実施の場合は実施を推奨する。

令和9年度実施要綱・事務処理要領について

③ USBトークンの管理方法

○　生活習慣病予防健診等の資格確認や請求時に使用するUSBトークンについては、協会けんぽが保有する個人情報へアクセスするために使用することから、健診機関において厳格な管理が必要であり、覚書においても、健診機関にて管理簿を作成のうえ、適切に取扱うことを明記しています。

○　しかしながら、複数の健診機関において、管理簿を作成していなかったことや、作成していたものの適切な記録が行われていなかったことを起因とするUSBトークンの紛失が発生しています。

○　そのため、令和９年度からは、協会けんぽより「管理簿の様式（例）」をお示ししますので、「①管理簿を確実に作成すること」「②管理簿を活用した日常的な管理を徹底すること」「③管理を特定の担当者に任せず、可能な限り管理職が管理すること」の遵守をお願いいたします。

【情報提供サービス認証機器に関する覚書】

新	旧
（善良なる管理者の注意等） 第２１条 ２．乙は、ＵＳＢトークンの使用に際しては、別紙１の管理簿を使用のうえ、適切に取扱うこと。 なお、管理簿は、別紙１の内容をすべて含んでいる場合、乙の独自様式を使用することは差し支えない。	（善良なる管理者の注意等） 第２１条 ２．乙は、ＵＳＢトークンの使用に際しては、管理簿を作成のうえ、適切に取扱うこと。

令和9年度実施要綱・事務処理要領について

④ 生活習慣病予防健診等や特定保健指導の再委託

○　生活習慣病予防健診等や特定保健指導における再委託において、健診機関等による申請漏れや協会の承認漏れに起因する要配慮個人情報の漏洩事案が発生しています。

○　これを踏まえ、令和９年度より、再委託先一覧（協会指定様式）を健診機関からご提出いただき、契約書に添付のうえ一体的に製本し、契約締結時において一体的に承認する仕様を予定していますので、ご承知おきください。

令和９年度以降における再委託の申請・承認手順（予定）

実施時期	実施者	実施内容
R9.1	支部	「生活習慣病予防健診等選定基準等に関する調査書」と併せて再委託先一覧の様式を健診機関に送付。
R9.1	健診機関	「生活習慣病予防健診等選定基準等に関する調査書」と再委託先一覧を記入のうえ支部に返送。
R9.2	支部	健診機関から提出された再委託先一覧をコピーし、契約書と一体的に製本。契約書（２部）を健診機関に発送。
R9.2	健診機関	契約書を２部とも押印のうえ、支部に返送。
R9.3	支部	１部を健診機関に送付。
R9.3	健診機関	契約書を受領。

令和9年度以降　被扶養者健診の注意点について

（１）被扶養者健診の流れ

○　令和９年度から被扶養者が生活習慣病予防健診・人間ドック健診等を受診できるようになることにより、被扶養者が受診できる健診種別が増えることから、被扶養者健診の流れを整理しました。

①予約

②受診～健診結果通知送付

③請求

○　被扶養者健診に関するＦＡＱは【資料１_別紙１】のとおりです。項番は、①予約～③請求 内の 

と対応しています。

（２）予約フロー等

○　被扶養者が受診できる健診種別が増えることから予約受付が煩雑になることが想定されるため、健診機関で予約を受け付ける際のフロー等を整理しました。

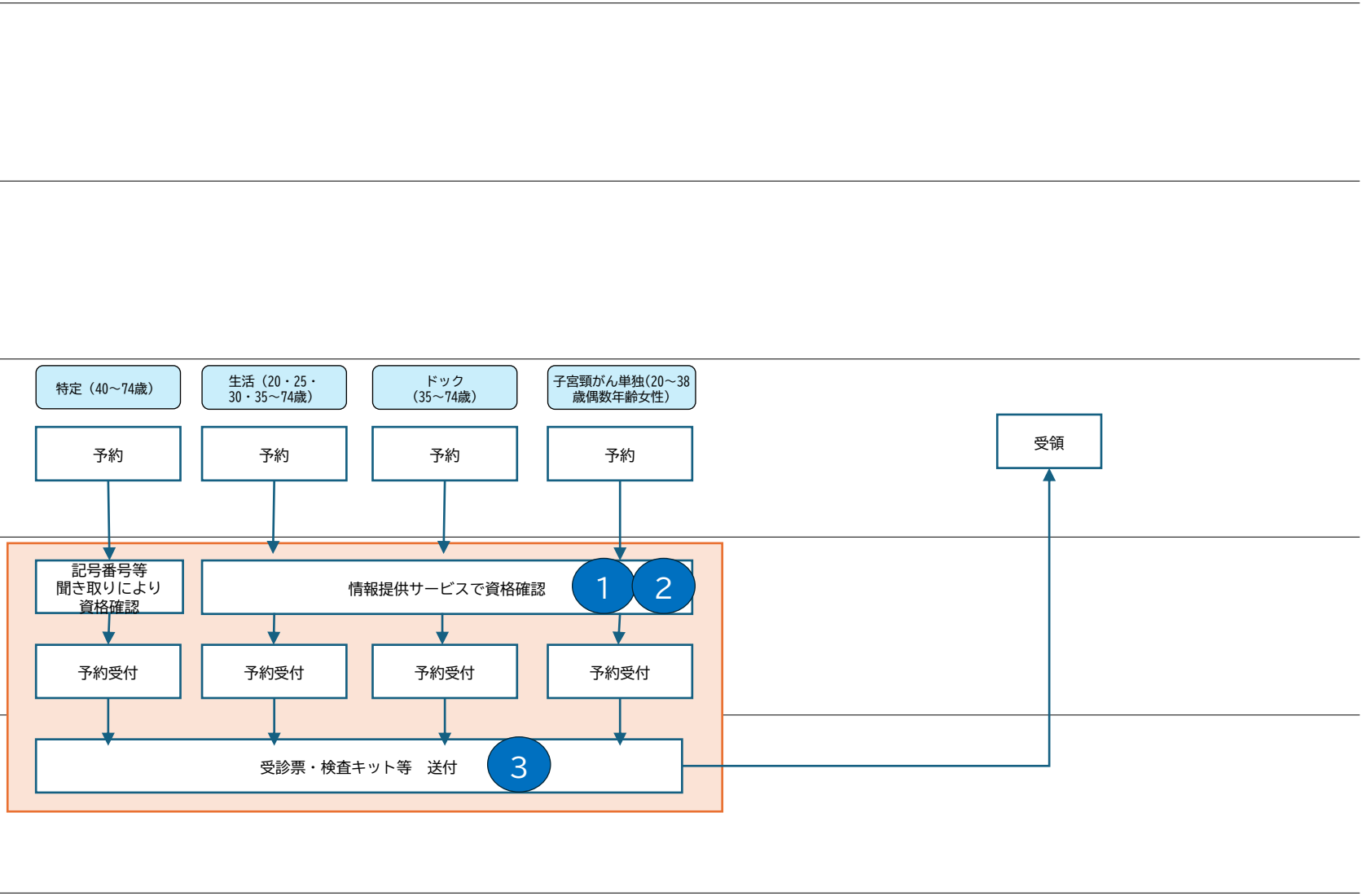
・予約フロー【資料１_別紙２】

・年齢早見表【資料１_別紙３】

・複数の健診で受診できる検査項目表

令和9年度以降　被扶養者健診の注意点について

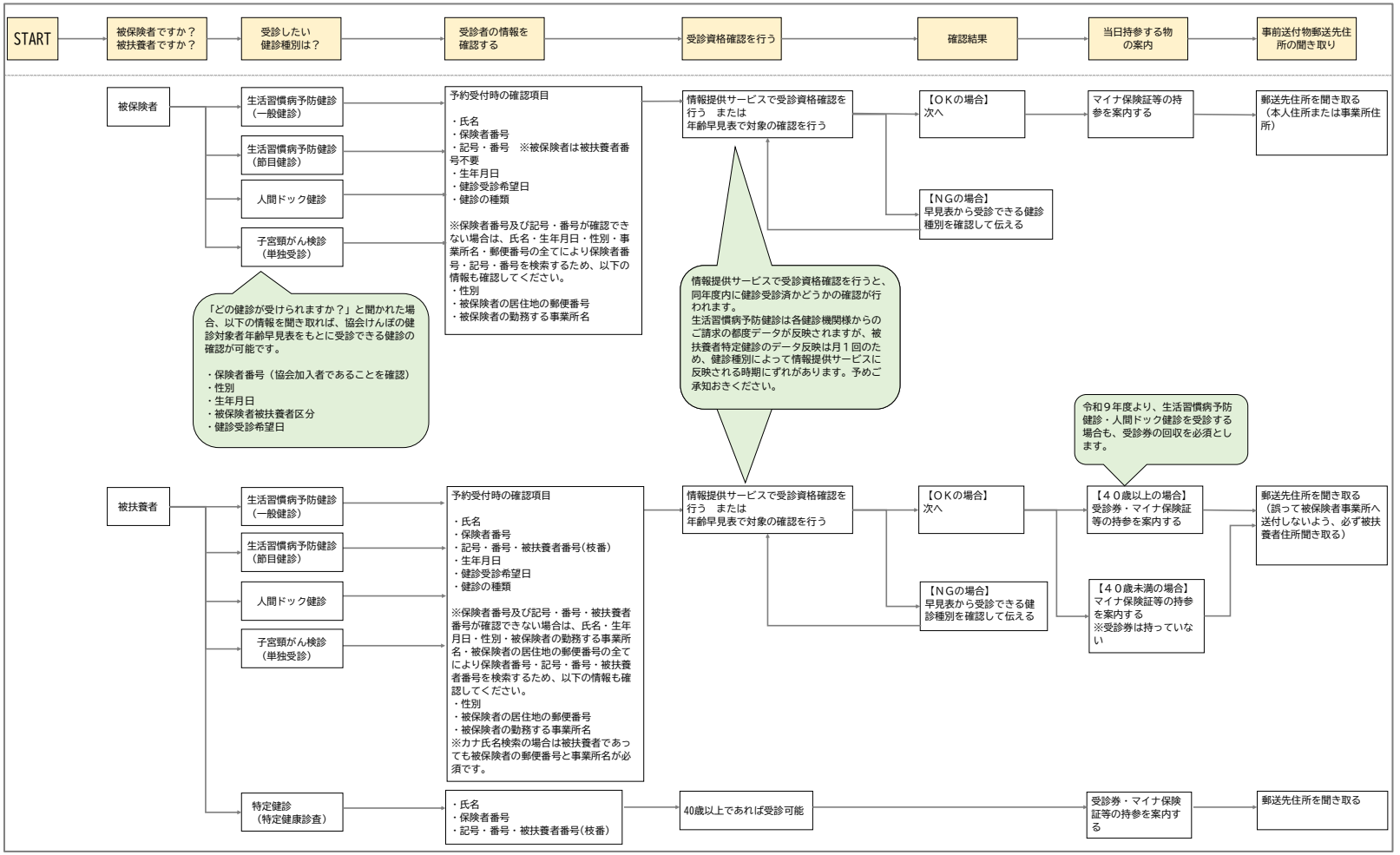
①予約



協会けんぽ

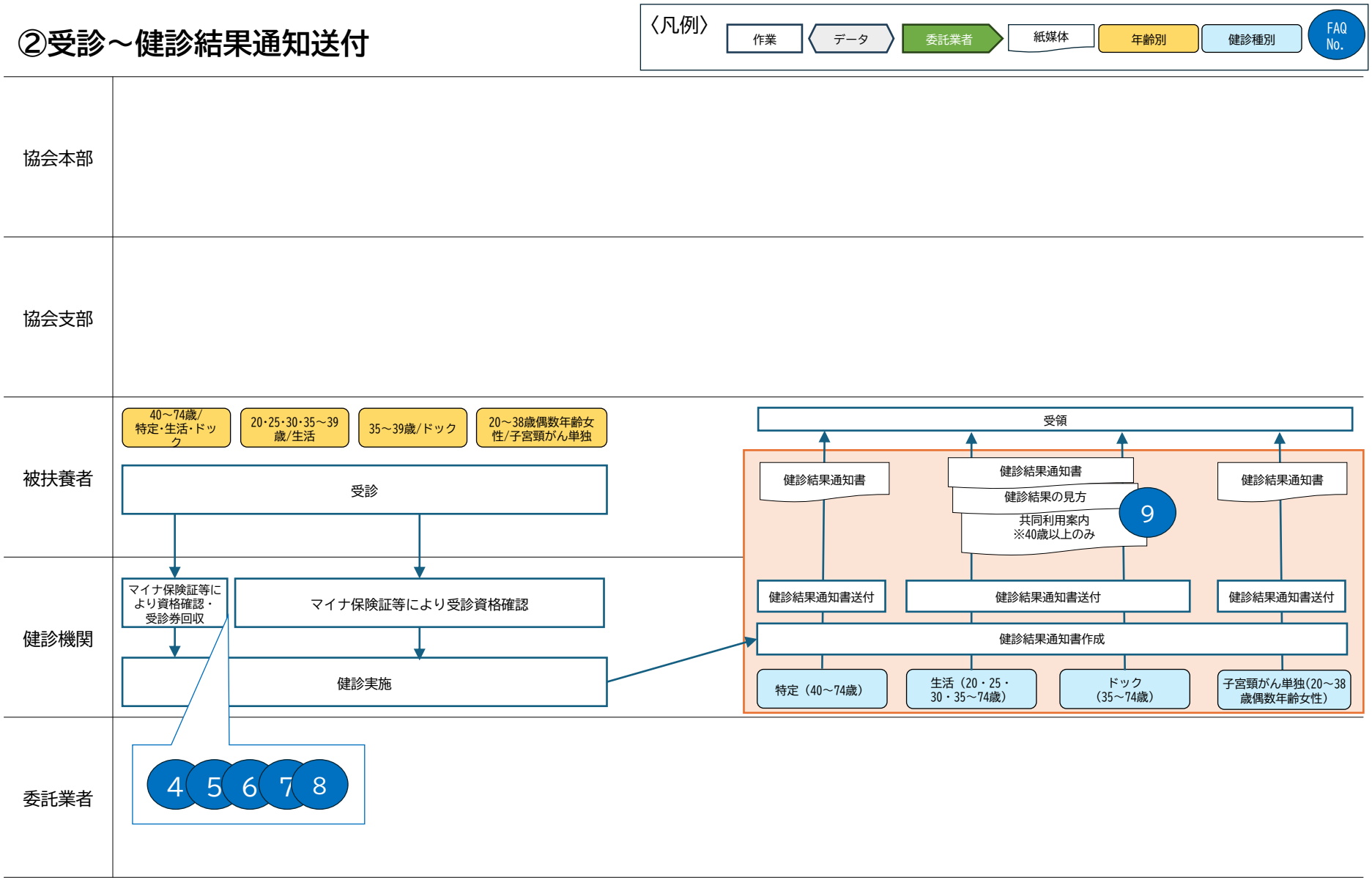
令和9年度以降　被扶養者健診の注意点について

・予約フロー【資料１_別紙２】
PDF版とExcel版の２種類作成しております。必要に応じて編集してご活用ください。



令和9年度以降　被扶養者健診の注意点について

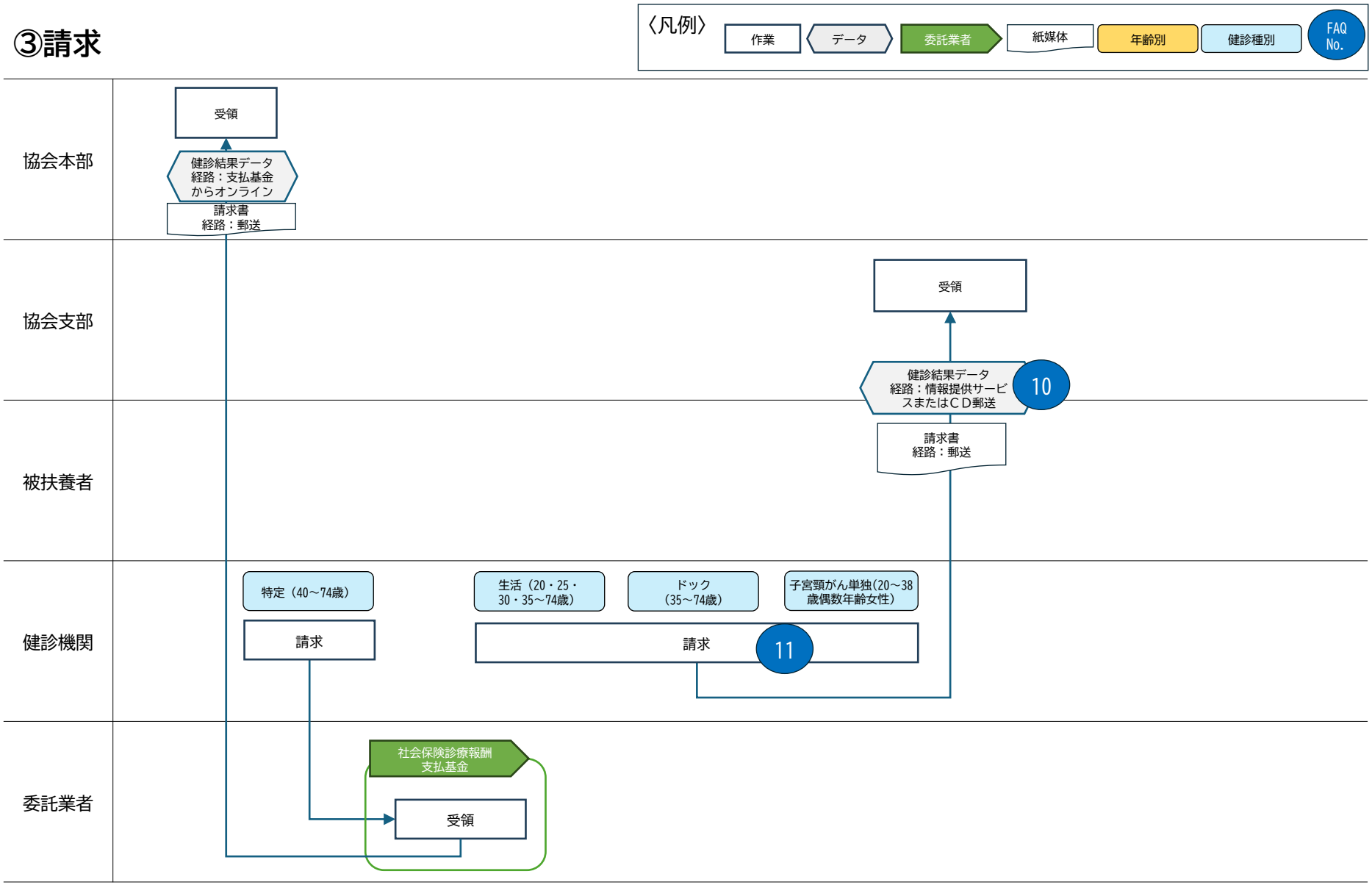
②受診～健診結果通知送付



協会けんぽ

令和9年度以降　被扶養者健診の注意点について

③請求



協会けんぽ

令和9年度以降　被扶養者健診の注意点について

年齢早見表【資料１_別紙３】

令和９年度（2027年度）協会けんぽの健診対象者　年齢早見表

令和９年度中に下記年齢に達する方で●印のある方が協会からの補助対象となります。
生活習慣病予防健診及び人間ドック健診は、被保険者・被扶養者ともに受診対象です。特定健診（特定健康診査）は被扶養者のみ受診対象です。
※１　乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症検診は、女性のみが対象となります。　　※２　対象年齢は、以下表の生年月日を参考にしてください。

【被保険者・被扶養者ともに対象】
生活習慣病予防健診　及び　人間ドック

年齢	生年月日　※２	人間ドック	生活習慣病予防健診							
			一般	一般（若年）	節目	一般健診・節目健診に追加できる検診				
						子宮頸がん※１	乳がん※１	骨粗鬆症※１	肝炎ウイルス	単独子宮頸がん※１
20歳	H 19．4．2 ～H 20．4．1	×	×	●	×	●	×	×	●	●
21歳	H 18．4．2 ～H 19．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
22歳	H 17．4．2 ～H 18．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	●
23歳	H 16．4．2 ～H 17．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
24歳	H 15．4．2 ～H 16．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	●
25歳	H 14．4．2 ～H 15．4．1	×	×	●	×	×	×	×	●	×
26歳	H 13．4．2 ～H 14．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	●
27歳	H 12．4．2 ～H 13．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
28歳	H 11．4．2 ～H 12．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	●
29歳	H 10．4．2 ～H 11．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
30歳	H 9．4．2 ～H 10．4．1	×	×	●	×	●	×	×	●	●
31歳	H 8．4．2 ～H 9．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
32歳	H 7．4．2 ～H 8．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	●
33歳	H 6．4．2 ～H 7．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
34歳	H 5．4．2 ～H 6．4．1	×	×	×	×	×	×	×	×	●
35歳	H 4．4．2 ～H 5．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
36歳	H 3．4．2 ～H 4．4．1	●	●	×	×	●	×	×	●	●
37歳	H 2．4．2 ～H 3．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
38歳	H 1．4．2 ～H 2．4．1	●	●	×	×	●	×	×	●	●
39歳	S 63．4．2 ～H 1．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
40歳	S 62．4．2 ～S 63．4．1	●	●	×	●	●	●	●	●	×
41歳	S 61．4．2 ～S 62．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
42歳	S 60．4．2 ～S 61．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
43歳	S 59．4．2 ～S 60．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
44歳	S 58．4．2 ～S 59．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
45歳	S 57．4．2 ～S 58．4．1	●	●	×	●	×	×	×	●	×

【被扶養者のみ対象】
特定健診（特定健康診査）

年齢	生年月日　※２	特定健診	
			詳細な健診
20歳	H 19．4．1 ～H 20．3．31	×	×
21歳	H 18．4．1 ～H 19．3．31	×	×
22歳	H 17．4．1 ～H 18．3．31	×	×
23歳	H 16．4．1 ～H 17．3．31	×	×
24歳	H 15．4．1 ～H 16．3．31	×	×
25歳	H 14．4．1 ～H 15．3．31	×	×
26歳	H 13．4．1 ～H 14．3．31	×	×
27歳	H 12．4．1 ～H 13．3．31	×	×
28歳	H 11．4．1 ～H 12．3．31	×	×
29歳	H 10．4．1 ～H 11．3．31	×	×
30歳	H 9．4．1 ～H 10．3．31	×	×
31歳	H 8．4．1 ～H 9．3．31	×	×
32歳	H 7．4．1 ～H 8．3．31	×	×
33歳	H 6．4．1 ～H 7．3．31	×	×
34歳	H 5．4．1 ～H 6．3．31	×	×
35歳	H 4．4．1 ～H 5．3．31	×	×
36歳	H 3．4．1 ～H 4．3．31	×	×
37歳	H 2．4．1 ～H 3．3．31	×	×
38歳	H 1．4．1 ～H 2．3．31	×	×
39歳	S 63．4．1 ～H 1．3．31	×	×
40歳	S 62．4．1 ～S 63．3．31	●	●
41歳	S 61．4．1 ～S 62．3．31	●	●
42歳	S 60．4．1 ～S 61．3．31	●	●
43歳	S 59．4．1 ～S 60．3．31	●	●
44歳	S 58．4．1 ～S 59．3．31	●	●
45歳	S 57．4．1 ～S 58．3．31	●	●

協会けんぽ

令和9年度以降　被扶養者健診の注意点について

【被保険者・被扶養者ともに対象】
生活習慣病予防健診　及び　人間ドック

年齢	生年月日　※2	人間ドック	生活習慣病予防健診							
			一般	一般（若年）	節目	一般健診・節目健診に追加できる検診				単独子宮頸がん※1
						子宮頸がん※1	乳がん※1	骨粗鬆症※1	肝炎ウイルス	
46歳	S 56．4．2 ～ S 57．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
47歳	S 55．4．2 ～ S 56．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
48歳	S 54．4．2 ～ S 55．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
49歳	S 53．4．2 ～ S 54．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
50歳	S 52．4．2 ～ S 53．4．1	●	●	×	●	●	●	●	●	×
51歳	S 51．4．2 ～ S 52．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
52歳	S 50．4．2 ～ S 51．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
53歳	S 49．4．2 ～ S 50．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
54歳	S 48．4．2 ～ S 49．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
55歳	S 47．4．2 ～ S 48．4．1	●	●	×	●	×	×	×	●	×
56歳	S 46．4．2 ～ S 47．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
57歳	S 45．4．2 ～ S 46．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
58歳	S 44．4．2 ～ S 45．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
59歳	S 43．4．2 ～ S 44．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
60歳	S 42．4．2 ～ S 43．4．1	●	●	×	●	●	●	●	●	×
61歳	S 41．4．2 ～ S 42．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
62歳	S 40．4．2 ～ S 41．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
63歳	S 39．4．2 ～ S 40．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
64歳	S 38．4．2 ～ S 39．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
65歳	S 37．4．2 ～ S 38．4．1	●	●	×	●	×	×	×	●	×
66歳	S 36．4．2 ～ S 37．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
67歳	S 35．4．2 ～ S 36．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
68歳	S 34．4．2 ～ S 35．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
69歳	S 33．4．2 ～ S 34．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
70歳	S 32．4．2 ～ S 33．4．1	●	●	×	●	●	●	●	●	×
71歳	S 31．4．2 ～ S 32．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
72歳	S 30．4．2 ～ S 31．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
73歳	S 29．4．2 ～ S 30．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×
74歳	S 28．4．2 ～ S 29．4．1	●	●	×	×	●	●	●	●	×
75歳※3	S 27．4．2 ～ S 28．4．1	●	●	×	×	×	×	×	●	×

【被扶養者のみ対象】
特定健診（特定健康診査）

年齢	生年月日　※2	特定健診	
			詳細な健診
46歳	S 56．4．1 ～ S 57．3．31	●	●
47歳	S 55．4．1 ～ S 56．3．31	●	●
48歳	S 54．4．1 ～ S 55．3．31	●	●
49歳	S 53．4．1 ～ S 54．3．31	●	●
50歳	S 52．4．1 ～ S 53．3．31	●	●
51歳	S 51．4．1 ～ S 52．3．31	●	●
52歳	S 50．4．1 ～ S 51．3．31	●	●
53歳	S 49．4．1 ～ S 50．3．31	●	●
54歳	S 48．4．1 ～ S 49．3．31	●	●
55歳	S 47．4．1 ～ S 48．3．31	●	●
56歳	S 46．4．1 ～ S 47．3．31	●	●
57歳	S 45．4．1 ～ S 46．3．31	●	●
58歳	S 44．4．1 ～ S 45．3．31	●	●
59歳	S 43．4．1 ～ S 44．3．31	●	●
60歳	S 42．4．1 ～ S 43．3．31	●	●
61歳	S 41．4．1 ～ S 42．3．31	●	●
62歳	S 40．4．1 ～ S 41．3．31	●	●
63歳	S 39．4．1 ～ S 40．3．31	●	●
64歳	S 38．4．1 ～ S 39．3．31	●	●
65歳	S 37．4．1 ～ S 38．3．31	●	●
66歳	S 36．4．1 ～ S 37．3．31	●	●
67歳	S 35．4．1 ～ S 36．3．31	●	●
68歳	S 34．4．1 ～ S 35．3．31	●	●
69歳	S 33．4．1 ～ S 34．3．31	●	●
70歳	S 32．4．1 ～ S 33．3．31	●	●
71歳	S 31．4．1 ～ S 32．3．31	●	●
72歳	S 30．4．1 ～ S 31．3．31	●	●
73歳	S 29．4．1 ～ S 30．3．31	●	●
74歳	S 28．4．1 ～ S 29．3．31	●	●
75歳※3	S 27．4．1 ～ S 28．3．31	●	●

※3　令和９年度に75歳を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、誕生日前日までに受診を終えていただく必要があります。

協会けんぽ

令和9年度以降　被扶養者健診の注意点について

複数の健診で受診できる検査項目表

	被保険者が受診可能		
	被扶養者が受診可能		
	人間ドック健診	生活習慣病予防健診	特定健診
骨粗鬆症検診	×	○ 一般健診・節目健診に追加して受診可	△ 協会主催の集団健診はオプション健診として受診可
がん検診	○ ・胃、大腸、肺は必須項目 ・子宮頸がん、乳がん、PSA（前立腺がん）はオプション項目として受診可	○ ・胃、大腸、肺は必須項目 ・子宮頸がん、乳がんは追加して受診可	△ 市町村のがん検診と同時受診可
肝炎ウイルス検査	○ ・HBs抗原検査は必須項目 ・HCV抗体検査はオプション項目として受診可	○ 一般健診・節目健診に追加して受診可（HCV抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体の検出（省略可））	×
眼底検査	○ 必須項目	○ ・一般健診においては医師の判断により実施 ・節目健診においては必須項目	○ ・医師の判断により実施 ・協会主催の集団健診においては、オプション健診として受診可

人間ドック健診・生活習慣病予防健診の未実施理由について

実施要領に定めのある人間ドック健診の必須項目・生活習慣病予防健診の一般健診項目については、必須実施となります。当日検査ができない場合は、日程を変更する等の対応により、未実施とならないようにしてください。未実施の基準については人間ドック健診・生活習慣病予防健診共通ですので、やむを得ず未実施項目が発生した場合については、以下の要件にあてはまるかご確認ください。
人間ドック必須項目に未実施がある場合は、「人間ドック未実施理由」欄に理由(注1)を入力いただきますようお願いいたします。

◎やむを得ず未実施とする要件について

「生活習慣病予防健診等実施要領　別紙8　健診費用の上限額及び自己負担率」より抜粋

健診費用の上限額及び自己負担率

1　節目健診・一般健診共通項目（消費税込）

エックス線検査（胃部エックス線検査に代えて実施する胃内視鏡検査を含む。）は、受診者から①治療中（医師からの指示）②受診前に他の健診等で検査を実施している場合③アレルギー、妊産婦等④当日の体調（健診実施機関の医師等の判断）の場合以外は、原則、未実施とすることができない。

注１

人間ドック健診の未実施理由については、「本人希望による」などの理由は認められません。上記の生活習慣病予防健診の未実施理由に準じた理由である必要があります。未実施理由欄には、「未実施の検査項目」「医学的な見地に基づいた未実施理由」「当日の体調の場合は医師が判断した旨」を必ずご記入ください。

【例】

①胃：治療中（医師からの指示）
②便：受診前に他の健診等で検査をしている
③胃：アレルギー、妊産婦等
④胃：当日の体調（健診実施機関の医師等の判断）

令和9年度に向けた兵庫支部の今後のスケジュール等について

令和9年度契約更新に向けた兵庫支部のスケジュールは下記の通りです。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間予定	8/5 IF定義書公開 令和9年度健診結果データ仕様についてホームページで公開中です。		10/26～ 健診機関説明会（動画配信） 令和9年度の変更点についてYouTubeにて説明会を行います。	11月上旬～ R9事務処理要領発出 令和9年度事務処理要領の発出予定です。				3月末 事業所宛健診案内発送
健診機関様対応事項					11/20頃実施要領（CD）契約更新調査書・人間ドック健診公募・見積依頼・広報内容集約・契約単価表送付予定 締め切り【〆12/11予定】 上記の書類の提出をご依頼します。また、再委託にかかる書類（契約書等）もご提出いただきます。	R9広報内容 校正作業 事業所宛実施機関一覧パンフ・HP広報に利用するR9広報内容について校正作業を依頼予定です。	契約更新にかかる調査書等の審査を兵庫支部で行い、審査が通りましたら契約書を送付し、R9.4.1で契約締結を行います。	契約書3月下旬送付予定

協会けんぽ